

令和8年度 市・府民税申告書の手引き

◎市・府民税の申告の必要がある方

※一般的な例を示しています。ご不明な場合は、市民税課（TEL 072-620-1614）にお問い合わせください。



◎市・府民税申告書の書き方

目 次

手順1	住所、氏名などを記入する	1
手順2	1 収入金額等、2 所得金額を計算する	1
	公的年金等に係る雑所得	1
	雑所得（公的年金等以外）・給与所得	2
	所得金額の合計	3
手順3	所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する	3
	医療費控除	3
	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除	3
	地震保険料控除	4
	ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生控除・配偶者（特別）控除	5
	扶養控除・特定親族特別控除	6
	障害者控除	7
	基礎控除・合計（所得から差し引かれる金額の合計）	7

市・府民税申告書は、
茨木市ホームページで作成できます！

税額シミュレーションシステムにより、インターネット上で以下のことが可能です。

- 令和8年度市・府民税額の試算
- 令和8年度市・府民税申告書の作成

茨木市ホームページのトップページで、

「探す」下のボックスに「23627」と入力し、検

を押してください。

スマートフォンまたはパソコンからマイナンバーカード

利用して、次本市ホームページ、eLTAXのホームページまたはマイナポータルを経由して市・府民税の申告手続きが可能です。概要については、茨木市ホームページ「市・府民税申告について」（ページID：24756）をご確認ください。

- ・この書き方では、所得については、雑所得（公的年金等を含む）及び給与所得について記載しています。また、所得控除については、雑損控除の記載はございません。
 - ・この書き方に記載が無い所得、所得控除等を申告される場合は、茨木市ホームページをご確認いただくか、お手数ですが、電話等でお問い合わせください。

手順1 ▶ 住所、氏名などを記入する

受付印	令和8年度 市・府民税申告書		
(印判号) 英本市长		年	月
		日提出	
1月1日 現在の住所		①	アリガタ 木本
		<input type="checkbox"/> 1月1日の住所と同じ ②	氏名 ④
現 住 所		1月1日現在の住所と異なる場合は記入	生年月日 明・大・昭 平・令 年 ⑤ 月 日 電話番号 ⑥
		③	個人番号 (マイナンバー)
			⑦

- ④氏名・フリガナ
⑤生年月日
⑥電話番号
⑦個人番号

手順2 ▶ 1 収入金額等、2 所得金額を計算する

所得の種類ごとに所得金額を計算します。この書き方では、雑所得（公的年金等を含む）と給与所得についての書き方を記載しています。その他の所得の書き方については、茨木市ホームページをご覧いただくな、市民税課までお問い合わせください。

雑所得（公的年金等）→1ページ 雑所得（公的年金等以外）→2ページ 紹介と所得

公的年金等に係る雑所得

- i. 公的年金等収入の金額を確認します。

- ・「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」の支払金額
 ii. 確認した公的年金等収入の金額をキ「公的年金等」

※二か所以上の場合は、
 に記入してください。

- ### III 公的年金等に係る難所得金額を計算します

キ「公的年金等」の金額を下の計算欄Aに転記し、次ページの計算欄に従って公的年金等に係る雑所得を計算してください。

※65歳未満の方と65歳以上の方とで計算方法が異なります。ご注意ください。

6歳未満の子供の場合は計算方法が異なります。ご注意ください。

例) 公的年金等の源自微収西

計算欄

公的年金等に係る雑所得の金額の計算

公的年金等の収入金額 (キ「公的年金等」の金額)		円
●65歳未満（昭和36年1月2日以後生まれ）の方		
A の 金額	公的年金等の雑所得の金額	
～1,299,999円	A-600,000	円
1,300,000円～4,099,999円	A×0.75-275,000	円
4,100,000円～7,699,999円	A×0.85-685,000	円
7,700,000円～9,999,999円	A×0.95-1,455,000	円
10,000,000円以上	A-1,955,000	円

- iv. 計算した公的年金等に係る雑所得の金額Bを⑦「公的年金等」に記入します。

公的年金等 ⑦ 公的年金等所得

- L

3. 所得金額調整控除2の金額の計算

※給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する方が対象です。

「公的年金等に係る雑所得」で公的年金等に係る雑所得を計算した後に、右の計算欄に従って、所得金額調整控除2の金額を計算してください。

計算欄		
給与所得の金額	Cが10万円以上の場合10万円 円	E
公的年金等に係る雑所得の金額	10万円以上の場合10万円 円	F
所得金額調整控除2	(E+F)-100,000 円	G

iv. 給与所得の金額（所得金額調整控除後）の金額の計算

給与所得の金額から所得金額調整控除1・2を差し引きます。

v. 所得金額調整控除後の給与所得の金額Hを⑥「給与」に記入してください。

所得金額調整控除後の給与所得の金額	C-D-G 円	H
給与	⑥	

所得金額の合計

「①営業等」欄から「⑪総合譲渡・一時」欄の金額を合計して、「⑫合計」欄に記入します。

手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する

医療費控除	→3ページ	生命保険料控除	→3ページ	勤労学生控除	→5ページ	配偶者（特別）控除	→5ページ
社会保険料控除	→3ページ	地震保険料控除	→4ページ	障害者控除	→7ページ	基礎控除	→7ページ
小規模企業共済等掛金控除	→3ページ	ひとり親・寡婦控除	→5ページ	扶養控除・特定親族特別控除	→6ページ		

医療費控除

※ここでは、通常の医療費控除について記載しています。セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を申告される場合は、茨木市ホームページをご覧いただくか、お電話等でお問い合わせください。

i. 「医療費控除の明細書【内訳書】」（以下、「医療費控除の明細書」と言います。）を作成します。

別添の「医療費控除の明細書」を作成してください。

ii. 「医療費控除の明細書」の記載事項を市・府民税申告書に転記します。

- 「医療費控除の明細書」の支払った医療費の額の合計額Aを申告書の「F支払った医療費」に転記します。
- 「医療費控除の明細書」の生命保険や社会保険などで補填される金額の合計額を申告書の「G保険金などで補填される金額」に転記します。

iii. 「F支払った医療費」から「G保険金などで補填される金額」を差し引いて「H差引(F-G)」を記入してください。

iv. 10万円か「合計⑪」×5%のいずれか少ない金額を「I 10万円か総所得金額等×5%のいずれか少ない金額」に記入してください。

v. 医療費控除の金額を記入してください。

「H差引(F-G)」から「I 10万円か総所得金額等×5%のいずれか少ない金額」を差し引いた額を、「②医療費控除」に記入します。

F 支払った医療費 円	G 保険金などで補填される金額 円	H 差引(F-G) 円	I 10万円か総所得金額等×5%の いずれか少ない金額 円	医療費控除 ②	H - I または Z
----------------	----------------------	----------------	-------------------------------------	------------	----------------

社会保険料控除

i. 社会保険料を種類ごとに記入します。

給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、各種保険料の納入領収書や納入済額通知書などから、

「A国民健康保険料」「B国民年金保険料」「C介護保険料」「D後期高齢者医療保険料」「Eその他の社会保険料」を記入してください。

⑬社会保険料控除	A 国民健康保険料 円	B 国民年金保険料 円	C 介護保険料 円	D 後期高齢者医療保険料 円	E その他の社会保険料 円
----------	----------------	----------------	--------------	-------------------	------------------

ii. 社会保険料控除の額を記入します。

A～Eの各種社会保険料の合計額を「⑬社会保険料控除」に記入します。

社会保険料控除 ⑬	A + B + C + D + E
--------------	-------------------

※給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで小規模企業共済等掛金の額が記載されている場合は、

内書きの金額を除いた金額が支払保険料の金額です。内書きの金額は、小規模企業共済等掛金控除の支払掛金の額ですので、含めないでください。

※生計を一にする配偶者、その他の親族が受け取る年金から引き落とし（特別徴収）されている国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

小規模企業共済等掛金控除

掛金の合計額を、「⑭小規模企業共済等掛金控除」に記入してください。

小規模企業共済等掛金控除 ⑭	
-------------------	--

生命保険料控除

i. 生命保険会社等が発行する生命保険料控除証明書を確認してください。

「新生命保険料」「旧生命保険料」「介護医療保険料」「新個人年金保険料」「旧個人年金保険料」の5種類があります。

それぞれの保険料額を合計して、記入します。
⑯生命保険料控除

新生命保険料の支払額 円	旧生命保険料の支払額 円	介護医療保険料の支払額 円	新個人年金保険料の支払額 円	旧個人年金保険料の支払額 円
-----------------	-----------------	------------------	-------------------	-------------------

右ページの計算欄A・B・E・F・Gに該当する保険料の合計額を転記し、計算欄に従って生命保険料控除の金額を計算してください。

計算欄（前ページの続き）

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料（旧契約）

支払った保険料		旧生命保険料（一般）
		円
～15,000円	Aの金額	円
15,001～40,000円	$A \times 0.5 + 7,500$ 円	円
40,001～70,000円	$A \times 0.25 + 17,500$ 円	円
70,001円～	35,000	円

A

支払った保険料		旧個人年金保険料
Bの金額		円
$B \times 0.5 + 7,500$ 円		円
$B \times 0.25 + 17,500$ 円		円
35,000		円

B

C

支払った保険料		控除額
Bの金額		円
$B \times 0.5 + 7,500$ 円		円
$B \times 0.25 + 17,500$ 円		円
35,000		円

D

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料（新契約）

支払った保険料		新生命保険料（一般）
E・F・Gの金額	控除額	
～12,000円	Eの金額	円
12,001～32,000円	$E \times 0.5 + 6,000$ 円	円
32,001～56,000円	$E \times 0.25 + 14,000$ 円	円
56,001円～	28,000	円

E

H

K

N

支払った保険料		新個人年金保険料
Fの金額		円
$F \times 0.5 + 6,000$ 円		円
$F \times 0.25 + 14,000$ 円		円
28,000		円

F

I

L

支払った保険料		介護医療保険料
Gの金額		円
$G \times 0.5 + 6,000$ 円		円
$G \times 0.25 + 14,000$ 円		円
28,000		円

G

J

M

iii. 生命保険料控除額Nの金額を、「⑯生命保険料控除」に記入してください。

生命保険料控除	(15)
---------	------

地震保険料控除

i. 損害保険会社等が発行する地震保険料控除証明書を確認してください。

「地震保険料」と「旧長期損害保険料」とがあります。下の計算欄1に保険契約の区別別に記入してください。

計算欄1

保険契約の区別別に証明された支払保険料		保険料の金額
地震保険料のみの場合		円
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合※	地震保険料	円
旧長期損害保険料のみの場合	旧長期損害保険料	円

A
B
C
D

地震保険料の控除額（仮）	
$A \times 0.5$	円
$(A+B) \times 0.5$	円
$C+D$	円

E
F
G

※同一契約内に地震保険料と旧長期損害保険料の両方の記載がある場合は、いずれか一方の控除を受けることとなります。

ii. 地震保険料控除額を計算します。

下の計算欄2に従って、地震保険料控除額を計算します。

計算欄2

Dの金額	～5,000円	Dの金額
	5,001～15,000円	$D \times 0.5 + 2,500$ 円
	15,001以上	10,000 円
F+H		最高25,000円
地震保険料控除額(IとKのいずれか多い方の金額)		円

H
I
L

Gの金額	～5,000円	Gの金額
	5,001～15,000円	$G \times 0.5 + 2,500$ 円
	15,001以上	10,000 円
E+J		最高25,000円

J
K

iii. 「地震保険料の支払額」欄・「旧長期損害保険料の支払額」欄に記入します。

- 計算欄2のLに計算欄2のIの金額を記入したとき（計算欄2のKのほうが計算欄2のLよりも多いとき）

「地震保険料の支払額」欄に計算欄1のA+Bの金額を記入してください。

⑯地震保険料控除	地震保険料の支払額 円	旧長期損害保険料の支払額 円
----------	----------------	-------------------

- 計算欄2のLに計算欄2のKの金額を記入したとき（計算欄2のKのほうが計算欄2のLよりも多いとき）

「地震保険料の支払額」欄に計算欄1のAの金額を記入してください。

「旧長期損害保険料の支払額」欄に計算欄1のGの金額を記入してください。

- iv. 「⑯地震保険料控除」欄に計算欄2のLの金額を記入してください。

地震保険料控除	⑯	
---------	---	--

ひとり親控除・寡婦控除

- i. ひとり親控除・寡婦控除に該当するかを確認してください。

[要件1] 令和7年中の合計所得金額が500万円以下であること。

※令和7年中の合計所得金額が500万円を超える方は、ひとり親控除・寡婦控除の適用はありません。

[要件2]	要件	控除額
ひとり親	次の①～③の全てに該当する方 <input type="checkbox"/> ①令和7年12月31日現況で、婚姻していないこと <input type="checkbox"/> ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと <input type="checkbox"/> ③生計を一にする子がいること ※この場合の子は、令和7年中の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。	30万円
寡婦	<input type="checkbox"/> 夫と死別後、婚姻していないこと または、次の①～②のいずれにも該当する方 <input type="checkbox"/> ①夫と離別後、婚姻していないこと <input type="checkbox"/> ②子以外の扶養親族を有すること	26万円

- ii. 該当する控除にチェック（）してください。

寡婦に該当する場合は、「1. 死別 2. 離別 3. 生死不明」

のいずれかに○をつけてください。

- iii. 控除額を「⑰～⑱ひとり親控除・寡婦控除」に記入してください。

本人該当事項	⑰～⑱ひとり親控除・寡婦控除		
	<input type="checkbox"/> 寡婦控除	1. 死別	2. 離別
	<input type="checkbox"/> ひとり親控除		

寡婦・ひとり親控除	⑰～⑱	0 0 0 0
-----------	-----	---------

勤労学生控除

- i. 勤労学生控除に該当するかを確認してください。

[要件] 次の①～③の全てに該当する方

- ①令和7年12月31日現在、特定の学校の学生、生徒であること
- ②令和7年中の合計所得金額が85万円以下であること
- ③自己の勤労によらない所得金額が10万円以下であること

⑲勤労学生控除		
(学校名)		

- ii. 学校名を記入してください。

- iii. 控除額[260,000円]を「⑲勤労学生控除」に記入してください。

勤労学生控除	⑲	0 0 0 0
--------	---	---------

配偶者控除・配偶者特別控除

- i. 配偶者が他の親族の扶養親族となっていないこと、青色申告者または白色申告者の事業専従者となっていないことを確認します。

配偶者が他の親族の扶養親族、あなたを含む青色申告者または白色申告者の事業専従者となっている場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

- ii. 配偶者の令和7年中の合計所得金額を確認してください。

- ・配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合は、「配偶者に関する事項」の「フリガナ/氏名」「続柄」「生年月日」「同・別居」「個人番号(マイナンバー)」を記入します。
- ・配偶者の合計所得金額が58万円を超えて133万円以下の場合は、上記に加えて「配偶者の収入金額」「配偶者の合計所得金額」を記入します。

※配偶者の合計所得金額が133万円を超えている場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

配偶者に関する事項	⑳配偶者控除				㉑障害者控除			個人番号(マイナンバー)
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同・別居	障害の程度	身体	精神	
	明・大 昭・平	.	.	同居 別居	精 神 療 育	級		
㉒配偶者特別控除								
配偶者の収入金額		配偶者の合計所得金額				㉓同一生計配偶者		
(給与 (年金	円)					<input type="checkbox"/> (控除対象配偶者を除く)		
# 配偶者 配偶者 配偶者								0 0 0 0

iii. 配偶者控除額または配偶者特別控除額を確認します。

あなたと配偶者のそれぞれの令和7年中の合計所得金額をもとに、下の計算欄から控除額を確認します。

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除・配偶者特別控除の適用はありません。

計算欄（配偶者控除・配偶者特別控除の控除額）

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	33万円	22万円	11万円	
58万円以下	老人控除対象配偶者 ※昭和31年1月1日以前に生まれた方 (70歳以上の方)	38万円	26万円	13万円
	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円

iv. 控除額等を市・府民税申告書に記入してください。

●配偶者控除に該当する場合

配偶者控除額を「②配偶者控除」欄に記入します。

●配偶者特別控除に該当する場合

配偶者特別控除額を「②配偶者特別控除」欄に記入します。

●配偶者の合計所得金額が58万円以下であるが、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えている場合は配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者には該当します。

「配偶者に関する事項」の「□同一生計配偶者」欄にチェック(✓)を記入してください。

配偶者控除	②	0 0 0 0
配偶者特別控除	②	0 0 0 0

配偶者に関する事項	①配偶者控除		②障害者控除		個人番号（マイナンバー）
	フリガナ/氏名 続柄 生年月日 同居別居 障害の程度	年金	扶養親族	精神障害	
扶養親族に関する事項	明・大 昭・平	.	同居 別居 身体 精神 療育	級	
	明・大 昭・平	.	同居 別居 身体 精神 療育	級	
	昭・平 明・大 昭・平	.	同居 別居 身体 精神 療育	級	
	平成 令和 明・大 昭・平	.	同居 別居 身体 精神 療育	級	
16歳未満の扶養親族	平成 令和	.	同居 別居 身体 精神 療育	級	
16歳未満の扶養親族	平成 令和	.	同居 別居 身体 精神 療育	級	

扶養控除・特定親族特別控除

i. 扶養親族が他の親族の扶養親族となっていないこと、青色申告者または白色申告者の事業専従者となっていないことを確認します。

扶養親族が他の親族の扶養親族、あなたを含む青色申告者または白色申告者の事業専従者となっている場合は、扶養控除の適用はありません。

ii. 扶養親族の令和7年中の合計所得金額を確認し、氏名等を記入します。

扶養親族の令和7年中の合計所得金額が58万円以下であるかを確認します。

(特定親族の場合は合計所得金額123万円以下。)

●扶養親族が16歳以上（平成22年1月1日以前生まれの方）の場合

「扶養親族に関する事項」の「フリガナ/氏名」「続柄」「生年月日」「同・別居」「個人番号（マイナンバー）」を記入します。

●扶養親族が16歳未満（平成22年1月2日以後生まれの方）の場合

「16歳未満の扶養親族」の「フリガナ/氏名」「続柄」「生年月日」

「同・別居」「個人番号（マイナンバー）」を記入します。

・特定親族の合計所得金額が58万円を超えて123万円以下の場合は、上記に加えて「特定親族の合計所得金額」を記入します。

iii. 扶養控除額または特定親族特別控除を確認します。

下の計算欄から控除額を確認します。

②特定親族特別控除
特定親族の所得（※）
円

計算欄（扶養控除の控除額）

区分	控除額 (一人あたり)	扶養親族の人数	控除額 (小計)
控除対象扶養親族	平成19年1月2日から平成22年1月1日までに生まれた方 昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方	33万円	× 人 = ① ,000円
特定扶養親族	平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方	45万円	× 人 = ② ,000円
老人扶養親族	昭和31年1月1日以前に生まれた方	38万円	× 人 = ③ ,000円
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方	45万円	× 人 = ④ ,000円
※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後に生まれた方）については、控除額はありません。			合計(①+②+③+④) ,000円

計算欄（特定親族特別控除の控除額）

特定親族の合計所得金額	⑤控除額	
	58万円超	95万円以下
	95万円超	100万円以下
	100万円超	105万円以下
	105万円超	110万円以下
	110万円超	115万円以下
	115万円超	120万円以下
	120万円超	123万円以下
123万円超	0円	

iv. 控除額を市・府民税申告書に記入してください。

- iii. で確認した扶養控除額（「合計（①+②+③+④）」）を「②扶養控除」欄に記入してください。
 iii. で確認した特定親族特別控除額（⑤）を「④特定親族特別控除」欄に記入してください。

扶養控除	②③	0 0 0
特定親族特別控除	④⑤	0 0 0

障害者控除

i. 障害の程度を記入してください。

●申告される方の場合

本部担当事項	⑦～⑧寡婦・ひとり親控除		⑨扶養親族控除		
	⑩扶養親族控除		⑪障害者の程度		
	寡婦控除	ひとり親控除	死別	離別	生死不明
			身体 精神 療育	級	

●控除対象配偶者の場合

配偶者に関する事項	⑫配偶者控除		⑬障害者の程度		
	⑭配偶者控除		⑮障害者の程度		
	フリガナ/氏名	続柄	生年月日	同居 別居	障害の程度
			明・大 昭・平		級

ii. 障害者控除額を確認してください。

下の計算欄から、障害者控除額を確認してください。

●扶養親族の場合

扶養親族	扶養親族の属性	扶養親族の生年月日	扶養親族の個人番号（マイナンバー）	⑯扶養親族控除		⑰障害者控除	⑱障害者の程度	⑲扶養親族控除		⑳障害者控除		㉑障害者の程度	
				同居	別居			身体 精神 療育	身体 精神 療育	身体 精神 療育	身体 精神 療育	身体 精神 療育	身体 精神 療育
1		明・大 昭・平						級	級	級	級	級	級
2		明・大 昭・平						級	級	級	級	級	級
3		明・大 昭・平						級	級	級	級	級	級
4		明・大 昭・平						級	級	級	級	級	級
1 6 1		平成 令和						級	級	級	級	級	級
2		平成 令和						級	級	級	級	級	級
3		平成 令和						級	級	級	級	級	級

計算欄

区分	控除額（一人あたり）	扶養親族の人数	控除額（小計）
障害者	●身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ●精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 ●65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など	26万円	× 人 = ① ,000円
特別障害者	●身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方 ●精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方 ●重度の知的障害者と判定された方 ●いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など	30万円	× 人 = ② ,000円
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方	53万円	× 人 = ③ ,000円
合計(①+②+③)			,000円

iii. 控除額を市・府民税申告書に記入します。

- ii. で確認した障害者控除額（「合計（①+②+③）」）を「⑪障害者控除」欄に記入してください。

障害者控除	⑪	0 0 0
-------	---	-------

基礎控除

i. 基礎控除の金額を確認します。

あなたの令和7年中の合計所得金額をもとに、下の計算欄から控除額を確認してください。

ii. 控除額等を市・府民税申告書に記入します。

- i. で確認した基礎控除額を「⑩基礎控除」欄に記入します。

基礎控除	⑩	0 0 0
------	---	-------

計算欄

あなたの合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

合計（所得から差し引かれる金額の合計）

「⑬社会保険料控除」欄から「⑩基礎控除」欄の金額を合計して、「⑭⑬から⑩までの計」欄に記入した後、「⑮⑬から⑩までの計」欄から「⑯医療費控除」欄の金額を合計して、「⑰ 合計(⑪+⑩+⑯)」欄に記入してください。

⑬から⑩までの計	⑩	⑯	⑰ 合計(⑪+⑩+⑯)	⑰
----------	---	---	-------------	---